

# 山形大学長選挙の真相と問題点 学長後継指名による文部科学事務次官の天下り

山形大学理学部 品川敦紀

大学自治破壊の先鞭としての山形大学長選挙と文科省事務次官の天下り

4月23日の第一回学長選挙会議の開催を始めとして、8月末に任期満了となる山形大学学長選挙手続きが進められました。今回の学長選挙では、仙道現学長ら山形大学執行部は、結城章夫前文部科学事務次官を次期学長に据えようと、なりふり構わぬ手段を用いてきました。その手続きの始まりから終わりまで、「まず結城ありき」といった、異常の上に異常を重ねた学長選挙手続きの連続でした。そして最後は、学長選挙会議での投票の結果10対4で、得票数1位の小山候補ではなく、得票数2位の結城章夫候補が、次期学長候補に決定されました(参考1)。学長選挙会議は、現学長が任命した経営協議会委員が委員の半数(7名)を占め、学長の意を受け結城候補を推薦した学部長らが4名いることから、結局は結城候補に決定されるであろうと、意向投票前から予想されてはいましたが、あまりにも露骨な決定でした。

今回学長となった結城氏は、こういう異常な選出のされ方について、どう考えているのでしょうか？

9月3日の学長就任の記者会見で結城氏は「天下りの批判もあるが」との質問に対し、「法律に従って学長選挙会議が、わたしを選んだのだから、文科省の押しつけではないし、天下りの批判はあたらない。」と主張しました。

しかし、現実には、結城氏を単独推薦した医学部／附属病院の学部執行部は、結城氏に、「重粒子線癌治療装置」の予算付けを期待し、同じく結城支持を強く打ち出した地域教育文化学部執行部は、「教職大学院」の設置許可を期待しているようです。特に、「重粒子線癌治療装置」については、それを業務の中核に据えようと設立された「株式会社先端医療研究所」の所長が、得票数非公開と結城支持に固執した選挙会議議長であること、同社の有力株主である山形銀行の監査役と山形新聞編集局長が、議長と同様の態度を取った学長選挙会議委員の出身母体であることは、今回の異常な学長選挙の背景を暗示しているようです。こうした勢力に担ぎだされた結城氏が、どう「天下りではない」と強弁しようとも、それはまさしく、「天下りの受け入れと見返りとしての予算配分」という所轄官庁／特殊法人の癒着の構図そのものです。もし、この癒着が「成功」するならば、今後、全国の国立大学において、文科省高級官僚の学長への担ぎだし競争が起こるのではないかと危惧されます。それは、大学人自らによる大学自治の破壊そのものです。

文科省天下り学長実現のための異常な学長選挙手続き:その1 選挙日程の恣意的設定

前回の学長選挙手続きは、3月末に第1回選挙会議が開かれ、5月末に学内意向聴取と学長候補決定が行われたため、候補決定から就任まで3ヶ月の時間的余裕がありました。しかし、今回は、4月末の第1回の学長選挙会議から始め、学内意向聴取と候補決定は7月末に行うという日程を決めたため、候補決定から就任まで、わずか1ヶ月しかありませんでした(参考2)。なぜ、こんな異常な日程を組んだのでしょうか？それは、国会会期中、現職事務次官は辞職しないという不文律があったためだと言われています。仮に、前回の日程のままであれば、学長候補を決定する5月末時点で、結城氏が文科省事務次官を退職しなければならず、学長候補となることは不可能でした。それを可能にするため、わざわざ、7月末まで選挙手続きを引き延ばしたと言われています。

文科省天下り学長実現のための異常な学長選挙手続き:その2 現職学長による後継指名と学長選挙への執拗な介入

今回、仙道学長らは、文科省事務次官が学長候補となれば、当然、天下り批判が出る事を予想し、「大学構成員の自発的意向による」との見せかけを作るため、学部長、評議員や、本学執行部に近い有力教員を集めて、各学部から結城氏の推薦を行わせ

ました。結城氏は、結果としては4学部から推薦されましたが、いずれの学部も、一般教員からの自発的な推薦ではなく、学長らの意を受けた(あるいは、陰陽の圧力を受けた)学部長、副学部長らの推薦であり、たまたま、学部推薦枠内であったため、学部推薦となっただけでした。それでも実際は、各学部において候補適任者の推薦をおこなう場合、山形大学の選考規則では、被推薦者本人の同意を得る事になっているにもかかわらず、推薦した誰一人として結城氏本人から同意を得ていないという、それだけでも推薦を無効にされても仕方ない杜撰なやり方がまかり通りました。

他方、山形大学の学長選考規則では、第一次選考として、各学部等から推薦の有った学長候補適任者について、資格審査を行う事になっています。この際、国立大学法人法における欠格条項(現職政府職員は役員になる事ができない)に該当する場合は、候補適任者から除外しなければならない事になっています。結城前次官について、現職政府職員なので、すくなくとも、学長候補適任者となるにあたっては、自ら、次官の職を辞する旨文書などで示さなければならないはずでした。しかし、第一次選考の際、本人から、欠格条項にかんする何らの弁明も、文部科学次官辞職の意思表示もなかったようです(その事は結城氏本人の口からも答えられています)。それでも、学長選考会議は、こうした問題を不問にしたまま、候補適任者と認定し、選考手続きを進めました。

### 文科省天下り学長実現のための異常な学長選考手続き:その3 学内意向聴取における得票数非公開へ規則改正

こうして、学長選考会議は、結城氏を学長候補適任者に認定しつつ、万一(学内意向聴取における得票の伸び悩み)の場合に備え、2位だろうが3位だろうが、結城氏に決定できるようにするため、学内意向聴取(学長選挙)における各候補の得票数を非公開とする決定を行いました。この決定に対しは、結城氏を単独推薦した医学部を除く全学部から、票数の公開を求める教授会意見書がほぼ全員一致で採択され提出されました。しかし、そうした中開かれた、第二回の学長選考会議では、公開支持5、公開反対が反対派の議長をふくめ5と言う状況で、本来、議長を除けば、5対4で公開の決定が行われるはずだった採決を、議長が最初の採決から加わり、むりやり5対5の可否同数にして、その上で、可否同数での「議長職権」と称して非公開決定を行いました。議長が2票を行使してまで非公開の決定に固執しました。

その決定に対し、再度、人文、地域教育、理、農の4学部(工は教授会がなかった)教授会から、その決定のやり直しを求める意見書が提出される中、最終的には、仙道学長が「手続き上の混乱を避けるため」の「移行措置」として、今回は得票数の公開を学長選考会議に決定させました。残念ながら、それでも、選考会議は、得票数で2位となった結城氏を学長候補に決定しました。今回の学長選挙は、わずか14名の学長選考会議の過半数さえ懐柔すれば、構成員の意向を無視して学長を決定できるという法人法の本質的欠陥を明らかにした選考でした。

山形大学においては、今回は、得票数が公開されましたが、非公開の規則そのものには手がつけられていません。この間の討論会等での結城氏の答弁では、この規則の改定について、「学長選考会議が審議する事」と、規則の改訂を行う意思を示していません。このままでは、次回の学長選挙は得票数非公開となり、学長選挙は事実上無意味になります。学外委員が半数を占める学長選考会議による密室選考が自由にできる事になります。まさしく、これは、政府文科省が狙って来た大学自治の破壊そのものではないでしょうか。私たちは、文科省天下り官僚を介した文科省との癒着と文科省による大学支配を許さないよう、得票数公開への規則の再改定を求め、癒着と言われかねない予算配分がないかチェックするなど、結城執行部による今後の大学運営をしっかりと監視していかなければならないと考えます。

学内意向聴取得票数 投票総数805、有効投票数798、

小山候補378、結城候補355、加藤候補56、中島候補9

学長選考会議 結城候補支持 人文学部長、地域教育文化学部長、医学部長、附属病院長  
学外委員6名

小山候補支持 理学部長、工学部長、農学部長、学外委員1名

参考2 \*\*\*\*\*

#### 2005年学長選考日程

- 3月29日 学長選考会議 学長選考実施計画決定
- 5月2日 学長候補適任者の推薦締め切り
- 5月9日 学長選考会議 候補適任者の審議、第1次選考
- 5月16日 学内意向聴取の公示
- 5月30日 学内意向聴取投票
- 5月31日 学長選考会議 得票上位3人の氏名及び得票数を学内外に公表  
学長候補者の選考、決定 就任要請

#### 2007年学長選考日程

- 4月23日 学長選考会議 学長選考実施計画決定
- 6月7日 学長候補適任者の推薦締め切り
- 6月11日 学長選考会議 候補適任者の審議、第1次選考
- 7月10日 学内意向聴取の公示
- 7月25日 学内意向聴取投票
- 7月26日 学長選考会議 得票上位3人の氏名を学内外に公表  
学長候補者の選考、決定 就任要請

参考3 \*\*\*\*\*

#### 山形大学長選挙 事実経過

- 2006年11月 仙道学長、田村理事、嘉山医学部長らが、結城文科省事務次官に学長就任を要請
- 2007年4月23日 第1回学長選考会議 選考日程、学内意向聴取得票数非公開を決定
  - 5月 各学部より学長候補者の推薦 人文、地域教育、理、医から結城氏推薦出る  
人文、地域教育、理、工、農の各教授会で、得票数非公開決定の見直し要求決議
  - 6月11日 第2回学長選考会議 学長候補適任者の確認(結城、小山、加藤、中島)  
得票数非公開決定見直し要求を否決(議長が2票行使)
  - 6月16日 全構成員による山大会発足 全学部には志の加藤候補応援組織発足
  - 6月 人文、地域教育、理、農学部教授会で再度、得票数非公開見直し要求決議
  - 7月6日 結城事務次官退官記者会見 山形大学長選出馬の表明
  - 7月10日 学長選挙(学内意向聴取)公示 結城候補を推薦する会がホテルでパーティー

7月11日 学長選考会議持ち回り会議で、移行措置として得票数公開を決定

7月12日～ 学内4キャンパスで、候補者討論会開催

7月23日 小山、加藤、中島候補で、反天下りの合意、加藤、小山により政策協定  
小山候補への表の集中を決定

7月25日 学内意向聴取本投票 開票  
投票総数805 有効投票798  
小山候補378、結城候補355、加藤候補56、中島候補9

7月26日 学長選考会議において、各候補ヒアリングの後、投票 10対4で結城候補に決定

9月3日 結城学長就任記者会見  
新体制 結城学長 小山理事(工学部) 中島理事(農学部) 河田理事(医学部)  
北野理事(人文学部) 三鶯理事(文科省天下り)

参考4 \*\*\*\*\*

各部局	有権者概数
人文学部	91
地域教育文化学部	95
教職センター	6
理学部	76
医学部・医学部研究科	177
医学部附属病院	111
工学部／理工学研究科	165
農学部／附属センター	68
本部事務	41
情報センター他教員	6

参考5 \*\*\*\*\*

声 明

教職員の意向投票結果を覆し、天下り官僚学長の実現を強行した山形大学学長選考の不当性を訴え、その撤回を求める！

2007年8月13日

全構成員の創意と合意を尊重する山形大学をつくる会

山形大学の学長選考会議は7月26日、次期学長候補者に前文部科学事務次官の結城章夫氏を選出した。大学の監督官庁である文部科学省の最高官僚が退職直後に学長に就任することは、わが国の大学の歴史において前代未聞のことであり、「学問の

自由」「大学の自治」の原則を歪める暴挙といわざるを得ない。結城氏は周知のように、つい最近まで事務次官として、新自由主義的な国家統制を強めた教育基本法改正や地方教育三法の成立に尽力した人物である。とくに教育基本法改正推進本部の事務局長を務め、政治問題となった「やらせタウン・ミーティング」の実施など改正に向けた世論づくりを進めた文科省官僚の最高責任者であった。その意味では、事実に基づく教育研究と「言論の自由」を本性とする大学に最も相応しくない人物であり、結城擁立に対して山形大学の教職員が反発したのは必然であった。また、今回の学長選考においては、学長選考会議が学内意向聴取投票の結果を覆して結城氏を選出したことをはじめ、以下に述べるように、その選考過程においても結城候補を優遇する措置が一貫してとられており、およそ公平・公正な選挙ではなかった問題点が指摘できる。山形大学の学長選考会議が今回の決定を速やかに撤回し、一般の教職員の意向に基づき選考をやり直すことを強く求める。

安部内閣の教育再生会議は6月に、「国立大学は、法人化の趣旨を踏まえ、学長選挙を取りやめるなど、学長選考会議による学長の実質的な決定を行うこととする。」を盛り込んだ第2次報告をまとめたが、今回の山形大学の事例はその方向を事実上先取りしたものと位置づけられ、全国の国立大学における今後の学長選考にとっても危険な動向である。さらに、前事務次官の学長就任は、天下り官僚による大学支配をさらに促進すると予測される。われわれは、わが国の大学が官僚支配を排し、国民の学術の拠点として真に発展する見地から、大学構成員の意向が反映される学長選考を実現するたかきをおこなっていくことを、山形大学をはじめ全国の国立大学の教職員に呼びかけるものである。

山形大学学長選考の経過と問題点は、以下の諸点にまとめられる。

第一に、経済財政諮問会議などが提言した国立大学法人の運営費交付金の傾斜配分や統廃合の喧伝に象徴される地方国立大学の「危機」に対して、仙道富士郎現学長(医学部出身)や嘉山孝正医学部長が過剰なまでの反応を示し、文科事務次官の招聘を策動したことである。仙道学長は昨年11月に医学部長や文科省出身の田村幸男理事(総務財務担当)と共に、当時現職の結城事務次官を訪ね学長就任を要請したと伝えられる。彼らは、地方国立大学が結集しネットワークをつくりその存在意義を政府や社会にアピールする道を選ばず、ひとり山形大学が抜け駆けして次官を招聘することで文科省と強固なパイプをつくり生き残りをはかる道を選択した。結城氏の出身である山形東高校同窓で、かつ現文部科学副大臣の遠藤利明衆議院議員(山形1区選出。自民党山形県連会長)とのパイプも結城擁立の背景にある。学長一理事一部事務が結城擁立の中核となり、東日本における癌治療の主導権を確立するために重粒子線治療施設の設置をねらう医学部(付属病院を含めると全有権者数の約3分の1を占める)が結城支持の主力となった。さらに、教職大学院設置をめざす地域教育文化学部の一部や東高出身者などが支持にまわった。危機を煽り立て目先の利益誘導をはかることで、天下り官僚候補の支持基盤が固まった。

第二に、仙道学長が学長選考のあらゆる過程に介入し結城候補を優遇する措置をおこなったことである。まず、4月23日の第1回学長選考会議で、前回の学長選考日程と比べて約2ヶ月遅らせた日程を決定した。これは、結城氏の事務次官辞任(当初6月下旬を予測。実際には延長国会終了後の7月6日付で辞任)の後に学内意向聴取投票の公示日(7月10日)が来るように日程調整をはかった結果である。同時に同会議は、山形大学学長選考等規則を改定し、意向聴取投票の得票数を非公開(学長選考会議委員にも各候補の票数を知らせない)とし、上位3名の名前を抽選順で学内外に知らせるのみとした。これは、事実上意向聴取投票の意義を喪失させる暴挙であり、天下り官僚候補として反発が予想される結城氏の得票1位が確実ではないための措置であったとみられる。つぎに、5~6月上旬の各学部からの「学長候補となるべき適任者」の推薦にあたって、仙道学長は各学部長や評議員及び懇意にしている教員らに結城氏の推薦を求め、同氏の経歴や推薦理由などの資料を配付した。そして、「第一次学長候補適格者」を審査・認定する場であった6月11日の第2回学長選考会議では、政府の職員などの地位にある者は不適格とする、学長選考等規則に定めた適格条項の審査をおこなわず、当時現職ゆえに事務次官辞任の時期とその確約を表明していない結

城氏の資格を不問に付したまま第一次選考を通した。さらに、延長国会終了翌日の7月6日に結城氏が事務次官を退官し山形に来る時間的な余裕ができたことを受けて、1回のみテレビ会議方式でおこなうと決定していた学内での公開討論会をキャンパス毎に合計4回おこなうことに変更した。このように、選考日程・学部推薦・第一次選考・公開討論会・意向聴取投票という学長選考制度の根幹をなす全ての手続きにわたって、結城氏を優先させる異常な審議や規則改定がおこなわれたといわれる。

注目すべきは、これらの過程における仙道学長の一貫したイニシアチヴである。山形大学の場合、現学長は学長選考会議委員ではなく、次期学長の推薦権も持たない。しかし、仙道学長は同会議の庶務を担当する本部事務(総務)を通じて学長選考会議の日程や議事を事実上コントロールできる位置にあり、各学部長・評議員らにも根回しをおこない、結城氏の学長就任を実現するためのあらゆる工作を周到に進めた。仙道学長に結城支持を要請された学部長・評議員及び一部教員が、困惑しながらも結城学長就任後の学部の利害を考えて推薦を表明したケースがみられ、結局、全6学部のうち、医学部・地域教育文化学部・理学部・人文学部の4学部が結城氏を推薦するに至った(医学部以外は他の候補も推薦)。仙道学長は「結城候補を山形大学長に推薦する会」の発起人として他の多くの理事とともに公然と名を連ねた。さらに公示後においても仙道学長は、事務次官退官の挨拶という名目で結城氏を連れて各学部長・評議員と面会している。これらの一連の行為は、実際には拒否しにくい権力関係ないし組織関係を前提とした、学長による特定候補の選挙活動にほかならず、パワー・ハラスメントにも相当する不当な行為である。

第三に、学長選考会議の学外委員が結城当選に深く関与し、審議過程はもちろん、県内の世論づくりにも大きな影響力を行使したことである。学長選考会議委員は、学外委員7名(県内の学識経験者・企業人・マスコミ関係者など)・学内委員7名(6学部長・付属病院長)からなり、議長には学外委員の坪井昭三氏(元山形大学長。医学部出身)が互選された。学外委員は、仙道学長の選任による。仙道学長・医学部長の根回しにより、審議において学外委員のほとんどは一貫して結城学長実現のために動いた。注目されるのは、坪井議長が株式会社山形先端医療研究所の会長であり、同社は医学部の総意に基づき「世界最先端『重粒子がん治療施設』の建設を目指して」設立されたことである。ともに医学部出身の学長選考会議議長・現学長および医学部長はいずれもこの構想の推進者であり、彼らによる結城氏擁立は国立大学初めての同施設の概算要求実現を主なねらいとしたという情報も流れている。つぎに、学外委員の寒河江浩二氏(山形新聞社編集局長)は、医学部及び参加している学長選考会議で得た情報をしばしば学内公式発表よりも早く山形新聞紙上で報道し、結城学長実現が決定的とするイメージを県民に浸透させる役割を果たした。彼は、選挙期間中に結城氏の天下り批判を書き山形新聞に投稿した山形大学教員の原稿にクレームをつけ削除改訂させるなどの言論への介入＝編集活動もおこなった。

こうした、大学執行部及び学長選考会議学外委員総ぐるみの、いわば「結城選挙」が展開された一方で、山形大学の医学部以外の教職員の多くは「天下り官僚学長 NO！」を掲げて多面的な活動をおこなった。「全構成員の創意と合意を尊重する山形大学をつくる会」は、医学部を除く5学部の教職員有志により結成され、かつて山形大学で取り組んだ国立大学法人化反対運動や「山形大学憲章案」づくりの経験とネットワークをも活かしながら、反結城の取り組みを進めた。本会は、教授会や教育研究評議会における実質的な審議の保障など「学問の自由」「大学の自治」の原則を尊重した諸施策を具体的に掲げた加藤静吾候補(元副学長・前理科学部長)の支持を訴えた。会のニュースを7号まで発行し、政府・文科省の高等教育政策の危険性や学長選考手続きの異常性、結城氏の所信と見解の欺瞞性などを分析し、医学部を含む全構成員に配布し今回の学長選に関する認識を広める活動を進めた。山形大学職員組合は、特定候補支持は打ち出さなかったが、意向聴取投票の得票数非公開などをはじめとする学長選考会議決定の不当性を訴える署名活動や公開質問状の提出などの取り組みを粘り強くおこなった。マスコミへの情報提供もおこなった。こうした運動を基盤に、5～6月にかけて医学部を除く5学部教授会は得票数公開を求める意見書等を2度にわたり採択し学長選考会議に提出した(工学部は教授会日程の関係で1度)。この結果、公示後の7月11日の学長選考会議(持ち回り)決定により

得票数公開化を勝ち取った(但し、規則を従前に戻す再改定ではなく「経過措置」によるという重大な問題点がある)。公開討論会  
の場では教育研究の現場を知らない結城氏の官僚的体質を暴露した。選挙戦の終盤では、支持を得つつあった加藤候補自らが  
小山清人候補(現工学部長)への一本化を呼びかけ、中島勇喜候補(現農学部長)をも含む3候補の共同により、反結城票を結集  
するための取り組みをおこなった。めまぐるしい情勢の転換のなかで、多数の教職員が継続的に協力・支援をしてくださった。

7月25日の学内意向聴取投票の結果は、投票総数809(有効投票数798)、小山候補378票、結城候補355票、加藤候補56  
票、中島候補9票、であった。「はじめに結城ありき」の異常な選考過程と執行部総ぐるみの「結城選挙」という逆境のなかで、山形  
大学構成員の多数意思が「天下り官僚学長 NO!」にあることを示す結果となった。しかし、翌26日の学長選考会議は、上位3候  
補に対するヒアリングと意見交換の後、委員の無記名投票をおこない、小山候補4票(学内委員3票・学外委員1票、推定・以下  
同)、結城候補10票(学内委員4票・学外委員6票)の結果により結城氏を「学長候補者」に決定した。構成員の多数意思を無視し  
た選考に対して、小山候補・加藤候補は直ちに抗議声明を出し、今後の法的措置の検討を表明し、学長選考会議に対して結城  
学長選定の撤回を求めている。山大職組も抗議声明を出すとともに、意向聴取投票の結果を覆した理由について学長選考会議  
に公開質問状を出し、問い糺しているのが現状である。

われわれは、今回の学長選の結果をふまえて、以下の諸点を提起したい。

第一に、国立大学法人法の本質が今回の山形大学学長選にあらわれたことをふまえ、その問題点を追及し法人法を廃止するた  
たかいを強化することをお呼びかける。学長選考会議が学内意向聴取投票の結果を覆して第2位の候補を学長候補者に選定したこ  
とは、新潟大学・滋賀医科大学の例(ともに訴訟中)があるが、山形大学においても今後の学内運営に深刻な混乱を来すと予想で  
きる。とくに今回、監督官庁たる文科省事務次官の学長就任を山形大学の教職員の多数が拒否したことを、政府・文科省は重く受  
けとめるべきである。山形大学の教職員は法人化の締め付けのなかにあっても、教育研究の真の発展のためには「学問の自由」  
「大学の自治」の原則が守られることが大切であり、それを侵害する恐れがある天下り官僚学長を選択しなかった。これは、特筆す  
べき結果といえる。その意味で、学長選考の廃止などを盛り込んだ教育再生会議第2次報告は、大学の教育研究現場の意向に逆  
行するものであり、われわれはその見直しを強く求める。また、学長選考会議が最終的に学長候補者を決定する権限を盛り込んだ  
国立大学法人制度は、その本質が同会議委員数の過半を制すれば、現場の多数の教職員の意向には関わりなく次期学長を決  
定できるという、いわば「少数者」による大学支配システムの実現にあることがあきらかであり、とくに今回の山形大学学長選におい  
ては、学長による学長選考過程への一貫した介入と同会議委員への周到的根回しが顕著であり、辞める学長が次期学長を事実  
上選定できる学長選考システムとなっていることが、つぶさに実証されたといえる。この点は、法人法成立の際の参議院附帯決議  
の四「学長選考会議の構成については、公平性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照ら  
し、厳格に運用すること」という条項の趣旨に違反するものと言わざるを得ない。この意味で、われわれは、欠陥が多く教育研究の  
現場に混乱をもたらす国立大学法人法の廃止をあらためて強く訴える。

第二に、山形大学学長選を先例として、天下り官僚による大学支配がますます進む危険があり、その進展を阻止するたか  
いをお呼びかける。結城氏は、仙道学長らの学長就任要請を受けて、事務次官在職中にもかかわらず「推薦されることに同意した」ことを  
公開討論会の場で認めた。同時に、公開討論会における天下り批判に対して、結城氏は「これは人事当局の斡旋ではない。予算  
を背景に押し付けているものではない。仮に押し付けがあるならば拒否すればよい。選挙で選ばれて学長になった場合は、みなさ  
んの選択になる。したがって、天下りには該当しない」と公言した。「押し付けがあるならば拒否すればよい」とは、パワー・ハラスメン  
トの加害者が使う常套句であり、実際には拒否しにくい権力関係のなかで自己を正当化する典型的な言い回しといえる。さら  
には、意向聴取投票の結果、結城氏は選挙ではついに選ばれなかったものであり、氏のレトリック自体も破綻したといえる。その意味で

は、結城氏は、学長選考会議からの学長就任要請を辞退すべきであった。結城氏は、なお山形大学学長選考会議により選ばれたと主張するであろうが、一般の教職員の立場からすれば「押し付けられた」結果に他ならない。天下り官僚学長は大学の自主性・自律性を侵害するとするのが山形大学構成員の多数意思であり、今回の学長選考会議の決定は、参議院附帯決議の三にある「政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること」という趣旨に抵触するといえる。社会的にも今回の学長選の結果は広く報道され、結城氏の学長就任は、たとえ現行法制上は違法とならなくとも一般常識的には天下りに他ならず、文科省官僚が国立大学役員(今回学長もはじめて対象とされた)を天下り先として確保＝植民地化していくことをますます促進させるとする批判が高まっている。今回の山形大学学長選考会議の決定は、学内外のこうした批判に到底耐えうるものではない。われわれは、意向聴取投票を覆して結城氏を学長候補者とした山形大学学長選考会議決定の撤回を求めるとともに、今後の山形大学において官僚支配の横行を許さず「学問の自由」「大学の自治」の原則を守り教育研究を発展させることを宣言する。そして、全国の国立大学における今後の学長選において、文科省官僚による大学支配の進展を阻止するたたかいを多くの大学人・市民の連帯のもとで進めることを呼びかける。

第三に、法人法の廃止や天下り官僚学長による大学支配＝文科省の直轄大学化に対するこれらのたたかいは、結局のところ、国立大学法人化の基底にある、財界の要求を背景とした政府・文科省の新自由主義的な高等教育政策の路線全体に対するたたかいとしておこなっていく必要があることである。山形大学をはじめ地方国立大学は、地方にあって高等教育の機会均等を保障し、かつ、わが国の長期的かつ基礎的な学術研究体制の一翼を担う高等教育機関として役割を果たしてきた。旧帝大クラスに有利な競争主義的な大学政策の誤りを指摘し、地方国立大学間のネットワークを強化し、相互交流をはかることでそれぞれの研究教育の発展をはかり、国民にその存在意義をアピールする取り組みを地道に継続していくことが求められる。ひとり山形大学だけが文科省にすり寄ろうとする今回の天下り官僚学長の選択には、未来はない。結城氏が仮に学長に就任した場合には、地方国立大学から選別淘汰＝競争主義による改革を進め、学内部局組織の統廃合はもちろん他大学との統廃合をも模索し、文科省路線を地方に貫徹させる役割を果たそうとするであろう。これに対して、多くの地方国立大学と連帯し、旧帝大中心の国大協をも改革し、競争主義による大学間の分断と統廃合化を進める政策動向を批判し、ひろく国民の高等教育・学術研究の裾野を守り発展させていくたたかいを進めていく必要がある。われわれは、山形大学の学内はもちろん、学外の多くの方々とともに、これらのたたかいを進めていくことを、ここに声明する。